

第28回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 令和2年3月3日(火)午後3時00分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

- (1) 最終報告(案)について
- (2) 関連質問等の扱いについて
- (3) その他

4 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	大滝久志君	4番	長谷川孝君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

5 欠席委員(0名)

なし

6 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

7 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

8 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫
副参事	鈴木涉

(午後3時00分)

委員長(平山耕君)開会を宣する。

協議事項(1) 最終報告(案)について

平山委員長 協議事項(1)、最終報告(案)について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 局長 お手元の資料は1部である。議会改革調査研究特別委員会の最終報告として、その案である。こちらについては、議会最終日に委員長からこの報告をしていただくことになるが、その案である。この作り込みについては、今まで3年半続けてきて、2回の中間報告をしてきたが、ご覧いただいているとおり、一番頭のほうからこの設置のところから、一番後ろについては今年度検討いただいたこの委員会の協議の結果を書き込んでいくという作り込みである。これについては初めて皆さん見ていただくものになるので読み上げるような形で・・・

平山委員長 読み上げるか、それとも皆さん読むか。読み上げてください。

事務局 局長 それでは読み上げさせていただきます。

「議会改革調査研究特別委員会の最終報告をいたします。

本委員会は、平成28年9月第3回定例会最終日9月30日の本会議において、合併後10年を迎えようとする村上市の第3期の村上市議会として、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査、研究することを目的として委員11名で設置され、28回の会議を重ねその検討を行ってまいりました。

平成28年11月4日に第1回特別委員会を開催し、以後、当委員会の運営等についての検討要綱を協議し、後に1年の延長を行いますが、当初、検討期間を平成30年3月までとするほか、会議結果の集約については話し合いによる全会一致に務めること、検討事項は議会基本条例に関する事項等とすることとし、その他、市民意見の求め方について、パブリックコメントは案ができてからということで、それ以外は随時、意見を求めることとして議会ホームページの当特別委員会のところにメール送信ができるようにし、なお、議会だよりへの掲載と会議記録の議会ホームページへの掲載を行ってまいりました。

次に、議会基本条例の確認・検討の結果について、特に見直し等を行うこととなったものについて報告をいたします。

第4条、議長の責務については、特に正副議長の登庁体制についての議論があり、現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があり、これをもって終結をいたしました。なお、関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後、議長の検討によることとされ、その後、議長からは常任委員会委員の辞職願いがあり、現在、議長は常任委員会委員に所属していません。次に第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり原則公開のままとすることとしました。次に第9条、議員と市長等との関係については、倫理条例を検討する中で協議することとしましたが、倫理条例の制定は致しませんでしたので、現状のまま、高い倫理的義務を常に自覚し、市民の代表としての品位を保つよう努めることとされました。次に第11条、政策立案及び政策提言については、意見として、もっと賛成討論をすべきとの意見がありました。次に第15条、政務活動費の執行及び公開については、議会ホームページ上に政務活動費審査要綱を載せ、これにより議会運営委員会正副委員長および総務文教常任委員会正副委員長による審査を行っていること、収支報告書の議会窓口での閲覧についても載せることといたしました。なお、政務活動費の増額の件については、現時点では、現行のとおりとすることといたしました。

次に第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととしました。次に第18条、議会図書室については、図書の更新を含めた充実について意見がありました。

第20条、議員定数、第21条、議員報酬については、はじめ、条文はこのままとして今後、具体的に検討することとし、特に本特別委員会で集中して議論を行いました。このことについては、別に述べさせていただきます。次に、第22条、議員の政治倫理については、倫理条例の制定について条例案を作成し検討も行いましたが、この第22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金および助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするを追加することとしました。この追加により、議員のより高い倫理観と姿勢を示すものですが、この基本条例改正は、パブリックコメントを経て、令和元年第2回定例会で議員発議により提案、可決を頂き条例施行されております。

そこで、第20条、議員定数、第21条、議員報酬についての検討経過と結果について報

告いたします。

定数と報酬についても検討するための特別委員会であるから当委員会で十分議論をつくし結論を出していくという意見もありましたが、議員定数については、審議してもらふ付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討することとされ、まずは報酬の審査方法も含め議員定数と報酬に関するアンケート調査の結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしました。アンケート調査は全議員を対象とし、平成29年9月29日から10月10日までの期間で行いましたが、なお、この定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、付属機関等での検討とするかについて再度、確認を行い、この第三者による委員会の設置を願うのではなく、議会として第三者である学識経験者等に調査させることのできる「専門的知見の活用」により行うこととされました。そこで、この知見の活用での調査を行っていただく前段として、大学から講師をお招きし議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話を頂き、委員だけでなく全議員に「議員定数・報酬の検討研修会」として講演をいただきました。この後、日程調整の関係もあり、すみやかな知見の活用の調査が行えませんでした。平成30年3月16日の中間報告では当委員会の検討期間の1年間の延長を決定いただき、再度、あらためて、あるべき村上市議会としての議員定数と報酬について、専門的知見を持つ方々で、なおかつその中には市外の方にも入っていただいて調査検討を行っていただきました。結果については、定数は22名、報酬については現状維持が望ましいとの答申をいただきました。これを受けて、本委員会としての協議を行い、定数については、今までの委員会での議論、議員アンケートの結果、そして答申を尊重して「22名」とする意見と、市域の広さという地域的条件があることやそこでの住民意見を反映させていくためには現状の「26名」とする意見があり、委員会としては「全会一致」が望ましいが、定数については委員会で最終案を決定することとし、採決を行い、賛成多数で、議員定数については現行から4名減の22名とすることで決定し、これをもって、議員定数条例の一部改正条例（案）についてパブリックコメントを行いました。いただいたコメントでは、22名よりも更に削減すべき、早急に行うべき、削減は慎重に行うべきなど、ご意見をいただきました。委員会としてこれらいただいた意見への考え方の協議を行い、最終的に委員会として議員定数を22名と決定したものです。

次に報酬については、現状維持が望ましいとした答申と議会・議員に求める附帯意見を踏まえて、委員会での議論においても、現状維持、また、現時点では現状維持としながらも、今後も継続して、基本条例の条項の検討も含め協議を進めていくことと決定いたしました。

そこで、当特別委員会としては、今後も、検討期間を更に1年延長して、この議員報酬の件と、新たに議論を進めなければならない検討項目について協議していくこととし、第2回の中間報告をいたしました。

続く議論の中では、報酬の検討については、議会基本条例にある通り、先ず当委員会で検討を行い、なお、専門的知見の活用として調査会による答申を頂いたところであるが、今期については議会の活性化を図るための方策を検討することとし、議員報酬については次期において先の検討結果やその資料等を添えて、市の特別職報酬等審議会での審議を願うことといたしました。

そのほか新たな検討項目として、市民と議会の懇談会については、一般市民、団体、高校生等、より門戸を広げ、より充実した方向に力を注いであう方がいいとして、8班

体制で各地区単位で行うことで、具体的な検討を議会運営委員会にお願いをいたしました。

次に議会活動の活性化の方策としての議員の自己評価及び議会評価の実施については今後の検討とすることといたしました。次に議員力、委員会運営の質向上に向けた取り組みとして議員間討議、自由討議についても今後の検討となりました。

そして、委員外議員の発言についても見直し、検討を行い、議会先例において委員外議員の発言を規定していることについては、委員外議員には招集の案内を行っていないこと、他市においても同様な取扱いがないこと、村上市議会が会派制を採っていることにより、会議規則第117条との整合を図った上で、この委員外議員の発言の先例を削除し、行わないことといたしました。また、関連質問等の取扱いとして、現在も、関連質問は委員長判断によりある程度可能としてきたが、会議規則第116条第1項の「議題外」であり、関連質問ともならない場合で、委員会開会中の所管事務調査までは必要としない場合、又は委員会等において理事者に対して質疑を求めたい場合は、委員会協議会の場で取り扱うこととする。なお、その申し出等の具体については議会運営委員会にゆだねることといたしました。

以上、本特別委員会の調査、研究結果であります。この報告を基に、更に研究を深めなければならない検討項目もありますが、様々な調査研究、議論の末に、委員会としての結論を出したわけでありますので、本委員会としての役目を終了させていただきます。

今後とも議会基本条例の下、議会の活性化のため議論を深めていかれるようお願い申し上げます。最終報告といたします。」

ということで委員長名である。以上だ。

平山委員長 ただ今の事務局長の朗読について、内容の修正箇所があれば皆さんで協議してもらってもいい。あるか何か。

渡辺 昌 局長に確認したいが、この文面は本会議場で口頭で説明して終わるのか、それとも文面はどこかに残ったり広報紙に載ったりする可能性のあるものなのか。

事務局長 この最終報告、前段のほうは1回目の報告で、ここにあるとおり、この委員会の審議の経過はすべて公表されているので、これも資料として公表されることになろうと思う。

渡辺 昌 それであれば若干直した方がいい箇所がいくつかある。1ページ目の真ん中より若干下、「今後、議長の検討によることとされ、その後、議長からは常任委員会委員の辞職願があり、現在、議長は常任委員会委員に所属しておりません」というのは「委員」はいるのか。そこから8行目「収支報告書の議会窓口での閲覧についても載せることといたしました」、これは言葉を足して、閲覧が可能であることが、と「可能」を入れないと分かり辛い気がする。2ページ目の9行目、「定数と報酬についても検討するための特別委員会であるから」、ですますで言えば「委員会であるので」とかに直した方が気がする。3ページ目の7行目の一番後ろ「ところであるが」、これもですますで合わせれば、「ところであるので」となると思う。そこから5行目下「より門戸を広げ、より充実した方向に力を注いだほうがいいとして」、口語では「いい」かもしれないが、文面にすると「いい」でなくて「良い」だと思ふ。ずっと下来て「なお、その申し出等の具体について」は具体的項目とか、言葉を足したほうが。以上だ。すみません、もう一つ。確認だが、具体の4行上、「委員外議員の発言の先例を削除し、行わないことといたしました」、行わないのか認めないのか、その辺ははっきりした文言の方

が良い。行わないでは違う、認めないとかに置き換えた方が良いのではないかと思う。
以上だ。

平山委員長 そのほかにあったらどうぞ。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 この件については以上のとおりとする。最終日、委員長報告するのは、当然だと思うけどしても良いでしょうね。

(何事か呼ぶ者あり)

協議事項(2) 関連質問等の扱いについて

平山委員長 協議事項(2)、関連質問等の扱いについて、事務局から説明願う。

事務局長 こちらは資料がないが、この3ページ目の報告のところにもあることだが、先ほどご議論いただいた関連質問等の取り扱い、いわゆる議題にならない件ということの扱いについては、委員会の協議会の場で行うということで決定をいただいて、またなお議長、委員長の方からその具体のやり方、特に理事者への質疑を行う場合については何日前までに申し出を委員長に行っていただいて、十分な用意を理事者にしてもらうということ、その部分については、実は議会運営委員会の方で正式な検討項目ではないが、次期の議会日程について協議項目として挙げたものがある。それは日程の一般質問の日程と、委員会審査の日程を逆にするという会期の調整の中で検討を次期に行っていただくということで話がありました。そうすると何日前までにもらうのが良いかという日程の取り方が変わってくる可能性があるので、今回は議会運営委員会で検討して結論を得てもらっているという話ではあったが、この具体どういうふうにするかについても、次期に行っていただきたいということで了解をいただければと思う。そこの場で次期の、一般質問と委員会審査の日程の検討の中で、議会運営委員会で今後の検討事項となったため、このことについてもそれと併せて検討してもらうということでお願いしたいと思う。以上だ。

佐藤重陽 今、事務局長の言ったことはどういうこと。この任期中に議会運営委員会か何かで相談して、この任期中に決めるということ。

事務局長 先般議会運営委員会の中でも、このことについては、各会派の意見としてお聞きした中では、統一は見れなかったところだ。このことについては次期の議会運営委員会なり議会の方で検討していただくことにしたので、これに関係する今ほどの関連質問等の扱いの具体の部分、何日前までに申し出てもらおうというようなそういったことについても議会運営委員会にしてもらうので、次期の方に検討を願って、そこでの結論を出してもらうということである。

平山委員長 よろしいか。この件については以上のとおりとする。

協議事項(3) その他

平山委員長 次に(3)、その他について、事務局からあるか。

板垣一徳 もし質問あったりすると、いわゆる特別報酬審議会は時期的に終わっているわけだ。予算を組む前に報酬審議会は開かれるものであって、これからでは間に合わないわけでしょ。そうすると、来年なら今年の審議会、令和2年報酬審議会に時期を見てお願いするというふうにもし質問があった時、これをしっかりしておかないと、次期はいつだとか、困るのではないか。

事務局長 この3ページ目のところでは、はっきりとした物言いでは書かれていないが、この特

別職報酬等審議会の方で直接議員報酬について議論してもらおうということについては、先般のこちらでの議論にもあったが、いわゆる市議会の基本条例の中で報酬審議については議会の中でやるということを持っていないところがある。そういう市については、特別職報酬等審議会の方で議論をしてもらって、直接議員の報酬は決まっている。ただ、村上市議会は基本条例の中で、これは議会で考えて市民の意見を聞いて決定するということが基本条例にあるので、基本条例の整理の中では、先の方で議会の活性化のこととか、調査会からいただいた答申の中では、議員の活動をしてもらって報酬を理解の上で上げるという方針が出ていた。そのことも議論しながら、次期に検討いただくことになろうかと思う。

尾形修平 今事務局長が言った説明と、私の感覚とは違うのだが、報酬審議会にかけるというのは、当然令和2年度は間に合わないのだから、当然令和3年度からになると思うが、報酬審議会にかけたものが上がろうが下がろうが答申が来たものに関しては議会で決定しなければいけないと私は理解したわけだ。必ず上がるものだとかというものではなくて、報酬審にかけたからにはその答申には従いましょうという前提でお願いするというふうなニュアンスで私は受けとめたのだが、それで皆さんの考え方が違うのであればまた話をしなければならない。

板垣一徳 議会基本条例で、私どもの報酬は私どもが決めることとある。ところがいろいろな議論の中で私どもの報酬を決めることは不可能だということに追い詰められて、それであれば、特別職報酬等審議会は議長がかけるわけにはいかないのだから、市長にお願いして、次期そういう機会があったら報酬審議会に一旦かけていただいて、今、尾形委員が言うように、下がろうが上がろうが報酬審議会に委ねて、最終的には議会基本条例で決まっているわけだから、議会で判断をしてそれに倣いましょうということではなかったのかと私も記憶している。これは重要な問題だ。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 板垣委員の発言に対して異議のある方どうぞ。ないか。なければ、私も板垣委員の意見に賛成というか・・・

(「そういう審議の流れだということだ」と呼ぶ者あり)

平山委員長 そういうふうに思っていました。

三田議長 過程を調べればわかること。今言ったのは違うから、そういうことで決定しているのではないかと言うから、再調査して報告してくれ。今皆さんが言うのは合意している。こういうことなんだと合意している。

平山委員長 そういうことで皆さん合意してください。

板垣一徳 もし質問が委員長にあった時は、そういう説明をきちっとして、理解させてください。

平山委員長 最後にあいさつする。皆さん、3年半の間、ご苦労様でした。ありがとうございます。おかげでつたない委員長でもなんとかかかんとかまとめることができました。私も最初、川村さんから委員長に指名されて、どうすればいいかと思ったが、受けて何とかここまで来ましたので、感謝申し上げます。私は、3点間違ったと思っている。一つは報酬のことだ。報酬はやっぱり26名から22名に削減したのだから、33万円くらいにするのが私の願いだったのだ。これは失敗だった。そしてそのことを特別委員を選んで知見の活用をした、このことも間違っていた。我々でやはり決めれば良かったんだ。議会基本条例に載っているのだから。

(「違う、そういう言い方はない」「そういうことを今になって」と呼ぶ者あり)

平山委員長 だから反省だと言っているんだ。反省している。残っても良い、これで辞めるのだが

から。それで今後はそうしないと村上市全体が余りにも低い、そのままになってしま
う。村上はそれでなくても給料安い。この間見た。でもこの間、時間給1,200円で募集
している会社があった。だから、村上は少し上がってきている。そうした意味でその
ことを議会から率先してやらないと、いつまでたっても村上は新発田の10万円も下な
ってそんな馬鹿なことがあるわけがない。村上の前の市議会でももっと高かった、報
酬なんか、今よりも。それを考えれば33万円くらいにするのは当然だった。だから俺
が失敗したと言うのだ。

(「去る者がそんなことを言ったって駄目だから、新しい人々で決めれば良いことだ」と呼ぶ者あり)

平山委員長　だから私の反省で今度なる方は、必ず報酬を上げるようにしてください。

(「それは委員長報告の時に言ってくれ」と呼ぶ者あり)

平山委員長　それを反省として辞めるからお願いします。そんなことでありがとうございました。

委員長(平山 耕君) 閉会を宣する。

(午後3時30分)